

特定非営利活動法人「實埜里」

H30年度 役員報酬規定

特定非営利活動法人 實埜里 法人本部

役員報酬規定

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 特定非営利活動法人 實埜里（以下「法人」という。）の役員及び常勤の役員（以下「役員」という）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

この規定において 報酬の区分、本給月額の基本報酬額、調整手当、通勤手当、期末手当、退職手当等を定めその算出方法、算出期間、支給対象、支給日等を定めることとする。

本部の安定した収入の取得が困難であり、役員報酬を支給できる状況にない。このため状況が改善されるまで、役員報酬は支給しない。

平成 2 4 年 4 月 1 日施行

特定非営利活動法人「實埜里」

H30 給 与 規 定

特定非営利活動法人 實埜里 法人本部

指定特定相談支援事業所みのの里相談センターTUBUCALL

指定就労継続支援B型事業所TUBUPLAN

指定自立訓練（生活訓練）事業所TUBUPLAN

指定生活介護事業所TUBUPLAN

指定共同生活援助事業所TUBUの家

給 与 規 定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第25条に定めた、常勤職員及び非常勤職員の給与及び賞与の基準や手続きの方法を定めたものである。

(遵守義務)

第2条 特定非営利活動法人實埜里（以下、法人という）及び職員は、この規定を誠実に守り、お互いの信頼を高めるように努めなければならない。

(本規定が適用される職員)

第3条 本規定は、就業規則の常勤職員及び非常勤職員にも適用する。

(給与の体系)

第4条 給与の体系は、次のとおりとする。

(1) 常勤職員

- 給与 ①. 基本給：本 俸（勤続年数加算）＋調整額（経験年数加算＋人事考査加算）
②. 諸手当
通勤手当・住宅手当・超勤手当・役職手当・特別手当・宿直手当

(2) 非常勤職員

- 賃金 ①. 時間給
②. 日給（職務職能給）

(給与支払の形態)

第5条 月々の給与支払の形態は、日給月給制とする。

(給与の支払方法)

第6条 給与は、職員の同意書により、職員が指定する銀行や金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより給与を支払うこととする。

(給与控除)

第7条 前項の規定にかかわらず、給与からは、次のものを控除することとする。

- (1). 源泉所得税
- (2). 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の各種社会保険料
- (3). 特別徴収の住民税
- (4). 退職共済掛金（加入者のみ）
- (4). 食費等実費
- (5). 給与から差し引くことについて、職員の過半数を代表する職員と書面によって協定されたもの

(給与の計算期間)

第8条 給与の計算期間は 当月1日から当月末日をもって締め切るものとする。

(給与の支払日)

第9条 給与の支払は、翌月末日とする。

2 給与の支払日が休日のときは、原則としてその前日に支払うものとする。

(給与支払の原則)

第10条 給与は、実際に働いた労働の量と質に対して支払う。

2 前項においては、特に決めたとき以外は、休日や働かなかった日については給与を支払わないものとする。また、会社の指示命令書によらないで働いても給与を支払うことはない。

(金品の返還)

第11条 職員の死亡や退職、または金品の権利をもつ者(本人や遺族)から法人に請求があったときは、速やかに預かっていた貯蓄金などの金品を返還する。

(日額・時間給の計算方法)

第12条 割増率や不就労控除に用いる日額または時間額の計算は、次の例による。

(1). 日 額…時間給×1日の所定労働時間

(2). 時間給…法定時間給+調整額

(端数処理)

第13条 早出を含む残業や休日出勤などの超過勤務時間を計算するときは、給与計算期間の手当の総額に、1日分の超過時間を5分未満はこれを切り捨て、5分以上はこれを10分に切り上げて計算する。

2 日割計算、時間割計算、残業手当等の計算で、円未満の端数が生じたときは、総額を四捨五入して計算する。

(給与の控除)

第14条 職員が欠勤などをしたときの給与は、欠勤した日や時間について、日割または時間割で計算した基本給や諸手当の額を減額する。

2 日割計算、時間割計算、残業手当等の計算で端数が生じたときは総額を四捨五入する。

第 2 章 基 本 給

(総則)

第15条 基本給は、正規の労働時間を働いた事に対する報酬で、1日単位の額を算出する。

(基本給の決定)

第16条 基本給は、法定時間給に調整額(本人の学歴・経験・職務能力等)×8(1日の労働時間)を加えた額からなる。

(給与改定)

第17条 給与改定は、毎年4月に、法定時間給及び調整額法人の業績によって決定する。

(特別昇給)

第18条 勤務成績がとくに優秀であると認められた職員については、前条にかかわらず、時期を問わず特別昇給をさせることができる。

第 3 章 諸 手 当

第 1 節 役職手当

(役職手当)

第 19 条 役職手当は、次の役職者に対して、別表のとおり支給する。

- (1). 管 理 者・管理所長・
- (2). 所長・次長・部長・寮長
- (3). 主任・副主任

第 2 節 業務手当

(業務手当)

第 20 条 業務手当は、次の業務について別表のとおり支給する。

- (1). 療育・相談業務、訓練・指導業務、環境整備業務
- (2). 企画開発業務、品質・製造管理業務、・製造・包装業務

第 3 節 住宅手当

(住宅手当)

第 21 条 住宅手当は、職員のうち賃貸住宅居住者に限り、別表のとおり支給する。

2 職員の住宅手当を受ける条件が変更になったときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

第 4 節 資格手当

(資格手当)

第 22 条 資格手当は、資格により別表のとおり支給する。

第 5 節 調整手当

(その他の手当)

第 23 条 調整手当は、別表のとおり例外的に福祉・介護人材の処遇改善事業交付金が交付された場合に支給される場合がある。

第 6 節 通勤手当

(通勤手当)

第 24 条 通勤手当は、職員が通勤のために利用する最短距離の合理的な方法と経路の交通機関の実費を、別表のとおりその月の給与に含めて支給する。

第 7 節 手当の返還

(手当の返還)

第 25 条 諸手当につき、支給されていた条件が変わる場合は、速やかにその旨を届け出ることを要する。 2 前項の報告がなく、または虚偽の報告を行った場合で、その報告書の報告がない時点で、または虚偽報告のときからの支払われた金額の全額を返還することを要する。

第8節 残業手当など

(残業手当、休日出勤手当)

第26条 残業手当と休日出勤手当は、法人の命令によって残業した場合、または休日に勤務したことに基づいて支給する。

(残業手当と休日出勤手当の額)

第27条 残業手当の額は、働いた時間について、1時間当たりの算定はの基礎額に1.25に乗じた額で計算する(法定休日以外の時間外手当1.25)。

2 休日出勤手当の額は、働いた時間について1時間当たりの算定の基礎額に、次の乗じた額で計算する。

法定休日出勤の場合	1.35
法定休日時間外の場合	1.5
法定休日労働深夜出勤の場合	1.6

(宿直手当)

第28条 宿直手当は、法人の命令で午後18時から9時まで勤務した職員に別表のとおり支給する。

第4章 給与等改善手当(賞与)

給与等改善手当(賞与)

国分給与等改善手当(賞与)(直接処遇職員に支給する)

2 法人分給与等改善手当(賞与)(関節処遇職員に支給する)

(国の福祉・介護人材の処遇改善事業に基き、交付金の決定をもって支給される手当である。承認が得られない場合や制度終了時はこの手当では支給しない、法人分も同等とする。)

第6章 雑則

(本規定改廃条件)

第30条 本規定を改廃する場合には、職員の代表の意見を聴いて行うものとする。

付則 この規定は、平成19年4月 1日施行
平成20年4月 1日改定
平成21年4月 1日改定
平成21年10月1日改定
平成22年4月 1日改定
平成23年4月 1日改定
平成24年4月 1日改定
平成29年4月 1日改定

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 實埜里	事業年度	30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日
-----	---------------	------	----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
自立支援費等給付金収入	✓ 76,386,188円
特定障害者特別給付費収入	✓ 1,900,000円
就労支援事業費収入	✓ 7,552,593円
利用料収入	✓ 9,639,880円
運営費等補助金収入	✓ 5,253,166円
寄付金収入	✓ 942,000円
助成金収入	✓ 0円
商品売上収入	✓ 1,593,117円
その他雑収入	✓ 2,305,3 27 ³⁶ 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	✓ 105,572,280円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
短期借入金	✓ 34,900,487円
	円
	円
	円
	円
合 計	34,900,487円

(3) その他

該当なし

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
(事業所職員) 研修会等参加費	29,000円	外部研修会(テキスト等含む)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 [ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[Redacted]	[Redacted]	78,286,188 円	訓練給付費金
		7,552,593 円	授産訓練作業請負金
		1,752,000 円	家賃補助金
		1,041,012 円	補助金
		792,000 円	補助金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[Redacted]	[Redacted]	4,032,000 円	指定共同生活援助事業所「TUBUの家」家賃賃借料・更新料
		869,443 円	ネットワークカメラ追加工事、電話装置等
		2,322,000 円	作業室、床塗装工事一式
		351,540 円	電源工事
		447,120 円	自動真空包装機

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当者なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 實埜里	チェック欄
-----	---------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	26年4月1日～27年3月31日	10人	2人	20%	0人	0%
②	27年4月1日～28年3月31日	10人	2人	20%	0人	0%
③	28年4月1日～29年3月31日	10人	2人	20%	0人	0%
④	29年4月1日～30年3月31日	10人	2人	20%	0人	0%
⑤	30年4月1日～31年3月31日	10人	2人	20%	0人	0%
申 請 時		人	人	%	人	%

③ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款 第28条1、各正会員の表決権は平等なるものとする。 第36条1、各理事の表決権は平等なるものとする	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	<p>区分欄の「㉔」から「㉚」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。</p> <p>第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。</p>	
ロの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。</p>	
ハの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	<p>① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
ニの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 實埜里	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		10人	10人	10人	10人	10人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又はある者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数							

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
渡邊 義久		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H15/9/25
渡邊 千春		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H15/9/25
中山 信孝		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H15/9/25
西本 昌巳		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H15/9/25
遠藤 和幸		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H15/9/25
市岡 武		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H20/12/20
明村 澄雄		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H20/12/20
満田 洋子		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H23/6/1
茂木 秀光		監事		○	○	○	○	○	○	就任 H20/12/20
竹花 慎一郎		監事		○	○	○	○	○	○	就任 H24/6/12

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 實埜里		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	ルーズリーフ	決算期	7年
振替伝票	コクヨ式	毎週	〃
仮払出納帳	ルーズリーフ	毎日	〃
固定資産台帳	ルーズリーフ	決算期	〃
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	〃

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 實塾里	チェック欄
-----	---------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 實埜里	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 實塾里
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

a	b	c	d	e	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 實埜里	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。